

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 2 年度
計画変更年度	平成 2 4 年度
計画変更年度	平成 2 7 年度
計画変更年度	平成 3 0 年度
計画変更年度	令和 4 年度
計画主体	安 平 町

## 安平町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 安平町役場 産業振興課 土地改良・林務グループ  
所在地 北海道勇払郡安平町早来大町 95 番地  
電話番号 0145-22-2515  
FAX 番号 0145-22-3006  
メールアドレス rinmu@town.abira.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、アライグマ、ヒグマ、キツネ、鳥類、ウサギ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	北海道勇払郡安平町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和2年度)

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	麦・豆類 (小麦、大豆、小豆)	18.1ha 9,003 千円
	てん菜	4.4ha 2,570 千円
	水稻	3.8ha 2,180 千円
	その他	14.3ha 6,165 千円
	計	40.6ha 19,918 千円
アライグマ	野菜類 (スイートコーン、その他)	8.3ha 4,835 千円
ヒグマ	スイートコーン、デントコーン	ha 千円
	人里への出没	年8件程度
キツネ	スイートコーン、てん菜	0.4ha 600 千円
鳥類 (カラス、ハト)	小豆、大豆、家畜飼料他	0.8ha 439 千円
	家畜舎内衛生	家畜舎や周辺で糞等による被害
ウサギ	豆類、てん菜等	2.7ha 640 千円

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積 (被害面積については、水産業に係る被害を除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

<p>【エゾシカ】森林周辺農地での出没が主であったが、近年市街地近郊農地の出没が多発し被害が拡大。春から秋の収穫期までが食害、踏付け等の被害が大きい。作物はてん菜、小麦、豆類水稻等。捕獲頭数は R1 年度 304 頭、R2 年度 436 頭、R3 年度 512 頭と増加傾向にある。</p> <p>【アライグマ】10 数年前から被害が確認され、農村地区を主に捕獲があったが、近年市街地への出没や捕獲が多発し町内全域生息範囲が拡大。春の融雪期から冬の降雪前頃までの被害が主であるが、冬期間は牛舎や厩舎等での捕獲がある。被害は主にスイートコーン、トマト、その他家畜飼料等。捕獲頭数は H30 年度 721 頭、R1 年度 789 頭、R2 年度 987 頭と急増している状況。</p> <p>【ヒグマ】冬眠明けの 4 月上旬 11 月下旬まで足跡等の発見や目撃情報がある。主にスイートコーン、デントコーン、ビート、や養蜂箱等が食害される。毎年 1~2 頭の捕獲がある</p> <p>【キツネ】家庭菜園などの各種野菜の食害や市街地のごみ箱周辺の徘徊等生活環境へ</p>
---

の被害が懸念される。

【鳥類】播種後の種子の食害や畜舎内の家畜へ被害を与えるとともに、家畜飼料を食害する。又、各種病原菌の媒介動物でもあり、環境衛生的な被害が懸念される。

【ウサギ】豆類等の若芽が集団的に食害され捕植が必要となる。又、植樹した桜等幼木の樹皮を2～3頃の餌のない時期に集団的に食害され枯れる。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

### (3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和2年度）		目標値（令和6年度）	
エゾシカ農業被害額	40.0ha	19,918 千円	20.0ha	10,000 千円
アライグマ農業被害額	8.3ha	4,835 千円	5.0ha	3,000 千円
ヒグマ農業被害額	ha	千円	ha	千円
ヒグマ出没等の件数	年 10 件程度		年 2～3 件程度	
鳥類農業被害額	1.2ha	439 千円	0.5ha	200 千円
ウサギ農業被害額	2.7ha	640 千円	1.0ha	300 千円

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>【エゾシカ、キツネ、鳥類】銃器、ワナ（委嘱ハンター：有害捕獲）</p> <p>【アライグマ】箱ワナ（町職員：有害捕獲、外来生物法）</p> <p>【ヒグマ】銃器、箱ワナ（委嘱ハンター：有害捕獲）</p> <p>【ウサギ】銃器（委嘱ハンター：有害捕獲）</p>	<p>【エゾシカ】出没範囲の広域化。日没後の出没が多く捕獲率が低い。</p> <p>【アライグマ】被害多発期のワナ不足。</p> <p>【ヒグマ】ハンターの後継者不足。</p> <p>【キツネ、鳥類】民家周辺での出没が多く銃器駆除の危険性が高い。</p> <p>【ウサギ】有効な捕獲、防除対策が不明。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【エゾシカ】町内主要箇所へ金網フェンスを設置侵入防止に努めている。</p>	<p>【エゾシカ】毎年、補修点検ほか維持管理が重要。</p>

生息環境管理その他の取組	【イゾシカ】捕獲技術研修への参加実施	【イゾシカ】広域的な捕獲体制の樹立。
--------------	--------------------	--------------------

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

### (5) 今後の取組方針

<p>【イゾシカ】従来の銃器による捕獲と金網フェンス等による侵入防止及び捕獲用ワケによるもののほか、ハンターによる一斉捕獲、専属ハンターの導入などにより、捕獲数の増加と被害の低減はかる。又、被害防止とイゾシカ有効利用の観点から、産業化に向けた取り組みについて調査、研究を進めることとする。</p> <p>【アライグマ】既存の捕獲用ワケを活用し、捕獲頭数の増加と被害の低減を図る。</p> <p>【その他】捕獲等に従事できる後継者の育成、新しい捕獲方法、方策の検討・導入(各種ワケ等)</p>
---

- (注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

## 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

<p>既存の体制での捕獲を継続する。又、イゾシカ等については、捕獲場所が山間部であること等踏まえ銃器を用いた捕獲を実施。ただし安全確保及び、必要最小限の使用とする。</p> <p>【イゾシカ、ヒグマ、キツネ、鳥類、ウサギ】町内在住の猟友会員ほか狩猟登録者の協力</p> <p>【アライグマ】町職員により実施。(有害捕獲、外来生物法に基づく防除計画)</p>
--

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4	エゾシカ、アライグマ、ヒグマ キツネ、鳥類、ウサギ	捕獲用ワを導入による捕獲数の増加を図る。
R5	ゾシカ、アライグマ、ヒグマ キツネ、鳥類、ウサギ	捕獲用ワを導入による捕獲数の増加を図る。
R6	ゾシカ、アライグマ、ヒグマ キツネ、鳥類、ウサギ	捕獲用ワを導入による捕獲数の増加を図る。 生体捕獲の検討（ニホンゾカ）

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
【エゾシカ】 近年の捕獲実績とワや侵入防止柵設置等による捕獲数増加を考慮し設定。
【アライグマ】 近年の捕獲実績により捕獲頭数を設定。
【ヒグマ】 追払いを基本とする。(出没頻度の高い個体のみ捕獲)
【その他】 過去の捕獲実績やワ等の導入による捕獲を考慮し設定。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R4年度	R5年度	R6年度
エゾシカ	600頭	600頭	600頭
アライグマ	800頭	800頭	800頭
ヒグマ	0頭	0頭	0頭
キツネ	20頭	20頭	20頭
鳥類、	80羽	80羽	80羽
ウサギ	10羽	10羽	10羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
【エゾシカ】 くくりわなにより、町内一円で4月上から12月下まで捕獲を実施。又有効活用の観点から生体捕獲の実施について調査・研究を進める。尚、鳥獣保護区は必要やむえを得ない場合に限る。
【アライグマ】 箱ワにより、町内一円で通年捕獲を実施する。
【ヒグマ】 箱ワにより、町内一円で被害発生時に実施。(頻繁に出没の場合)
【その他鳥類】 対応可能な各種ワを導入し、被害状況に応じ実施。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。  
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

<b>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</b>
イゾシカの捕獲にあつては、捕獲場所が山間部であること等踏まえ、銃器を用いた捕獲を実施する。
ただし、銃器を使用する際は、周囲の安全確保及び必要最小限の使用とする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定期間、捕獲予定場所について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣

(注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。

2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	年度	年度	年度

(注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。

2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度

保守点検 補修管理	保守点検 補修管理	保守点検 補修管理	保守点検 補修管理

(注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

#### 5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R4～R6	エゾシカ ヒグマ	エゾシカの生体捕獲等、遊休地等雑草木の刈払い除去、家畜放牧等による緩衝帯の設置や犬等を活用した追払い等の導入検討。又、野生動物の生息域である森林の造成、伐採抑制など自然保護への啓発を即し、野生生物との共存を図る。

(注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

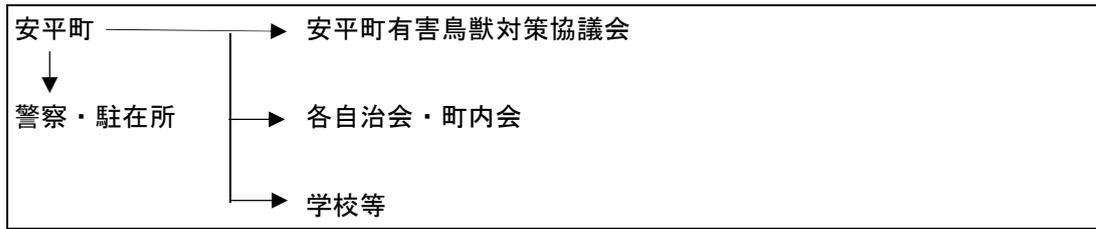
関係機関等の名称	役割
安平町	対策の立案、住民安全対応、各機関との連絡調整ほか
苫小牧警察署 町内各駐在所	住民安全対応 (ヒグマ出没時警備ほか)
安平町有害鳥獣対策協議会	捕獲に関する専門知識の助言、捕獲の実施ほか

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

## (2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲現場での埋設を基本とする。  
アライグマは、処理施設において焼却処理とする。  
イノシシについては、肉の利用が可能な体制整備を促進し積極的な利活用を図るための調査研究を進める。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	(有効利用を図るための調査・研究を進める。)

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

### (2) 処理加工施設の取組

--

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

捕獲・解体処理等の技術研修会への参加を実施している。
----------------------------

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	安平町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
安平町	施策の立案、協議会の事務運営、各機関との連絡調整ほか
とまこまい広域農業協同組合	農業被害状況調査、農業者等との連絡調整ほか
胆振農業改良普及センター	各種被害対策への助言ほか
苫小牧警察署 町内各駐在所	住民安全対応（ヒグマ出没時警備ほか）
安平町有害鳥獣対策協議会	捕獲に関する専門知識の助言、捕獲の実施ほか

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
安平町農業委員会	農地等に関する情報収集、提供ほか
いぶり農業共済組合	各種情報の収集、提供ほか
安平町土地改良区	〃
北海道胆振森づくりセンター	道有林内の被害状況調査、その他道有林に関すること
苫小牧広域森林組合	民有林内の被害状況調査、その他民有林に関すること

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。  
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。  
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

安平町鳥獣被害防止対策協議会のメンバー、その他関係機関から鳥獣被害対策実施隊を構成
---

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。  
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

今後、様々な被害が予想され、都度被害状況に応じ、適切な実施体制が図られるよう協議検討を行うこととする。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項(地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。)について記入する。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。